

○長浜市建設工事の積算疑義申立てに関する要綱

平成31年4月1日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、入札に参加した者が行う当該入札に係る設計書の積算に係る疑義の申立て（以下「積算疑義申立て」という。）の手續について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金抜き設計書 予定価格算出のために作成した設計書から単価その他の金額に関する情報を除いた設計書をいう。
- (2) 積算内訳書 予定価格算出のために作成した設計書のうち、工事区分、工種及び種別ごとの金額が明記された工事内訳書をいう。
- (3) 積算疑義 入札公告時に公表された設計図書に含まれる設計書の積算上の疑義で、その積算内訳書を確認しなければ判明しないものをいう。
- (4) 設計違算 単価、歩掛等の適用誤り、費用の計上漏れ等により、単価及び金額の記載された設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいう。ただし、積算数量等の不整合は含まないものとする。
- (5) 落札候補者 予定価格以下かつ最低制限価格以上の価格で応札した者のうち最低の価格で応札したもの又は総合評価方式の場合であって予定価格以下かつ調査基準価格以上の価格で応札した者のうち最も評価値が高いものをいう。
- (6) 低入札価格調査対象者 総合評価方式の場合であって調査基準価格未満の価格で応札した者のうち最も評価値が高いものをいう。

(積算疑義申立ての対象)

第3条 積算疑義申立ての対象となる入札は、電子入札による建設工事のうち、入札公告時に金抜き設計書を提示した工事とする。

(積算疑義申立てができる者)

第4条 積算疑義申立てを行うことができる者は、前条に規定する申立ての対象となる入札の応札者とする。

(積算疑義申立ての期間)

第5条 積算疑義申立てを行うことができる期間は、開札後、予定価格を公表した日の翌日から起算して2日（長浜市の休日定める条例（平成18年長浜市条例第2号）に規定する市の休日（第7条において「市の休日」という。）に当たるときは、その日を除く。）とし、その時間は、1日目にあっては午前9時から午後4時45分まで、2日目にあっては午前9時から正午までとする。

(積算疑義申立ての手續)

第6条 第4条に規定する応札者は、前条に規定する期間内に、積算内訳書閲覧請求書（様式第1号）を契約担当課に提出して、当該入札に係る積算内訳書を閲覧することができる。

2 前項の規定による閲覧をした者は、当該入札に積算疑義がある場合には、前条に規定する期間内に、積算疑義申立書（様式第2号）を契約担当課に提出して、当該入札の積算疑義を申立てることができる。

3 前項の規定により提出された積算疑義申立書が次の各号のいずれかに該当する場合は、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 入札前に公表された設計図書等でその内容が確認できるもの
- (3) 積算疑義の内容が、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきもの

- (4) 積算疑義の内容が具体的でないものその他積算疑義の内容が特定できないもの
- (5) 積算疑義申立ての期間後に提出されたもの
- (6) 第4条に規定する者以外から提出されたもの
- (7) その他当該入札に直接関係ないもの

4 前条に規定する期間内に積算疑義申立てがなかったときは、前条に規定する期間の最終日の午後5時までに入札の手続を再開する。ただし、市長が必要と認めるときは、当該時刻を変更することができる。

(積算疑義の内容精査)

第7条 積算疑義申立てがあつた場合は、設計担当課は、速やかに設計図書等の内容を精査し、第5条に規定する期間の満了の日の翌日から起算して5日（市の休日に当たるときは、その日を除く。）を経過する日までに、積算疑義申立てに係る回答書（様式第3号）により確認結果を回答するものとする。この場合において、当該入札の落札候補者又は低入札価格調査対象者（次条において「落札候補者等」という。）の決定は、当該回答が完了するまで保留するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは同項の期間を延長できるものとする。

(内容精査後の対応)

第8条 前条の規定による精査の結果、設計違算が認められない場合は、契約担当課は、前条の規定による回答後速やかに落札候補者等の決定を行い、入札事務を続行する。

2 前条の規定による確認の結果、設計違算が認められた場合は、契約担当課は、入札事務を中止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、契約担当課は、設計担当課が設計違算を訂正した内容に基づき予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格（第4項において「最低制限価格等」という。）を再設定し、入札事務を続行するものとする。

- (1) 設計違算を訂正することにより、入札参加資格要件に変更がないこと。
- (2) 訂正の内容が、入札参加者の応札金額に影響するものでないこと。
- (3) 設計違算を訂正することにより予定価格が増額となる場合にあっては、当該増額に必要な予算が確保されていること。
- (4) 設計違算を訂正することにより、決裁者に変更がないこと。
- (5) 設計違算を訂正することにより、長浜市建設工事取扱け方式取扱要綱（令和4年長浜市告示第303号）第4条第1項に規定する落札決定順位に変更がないこと。
- (6) その他入札の透明性及び公平性を阻害し、又は、本市の業務上の支障を生じさせることがないこと。

3 前項本文の規定により入札事務を中止する場合は、契約担当課は、当該入札の全ての応札者に対し入札を中止する旨を通知するものとする。

4 第2項ただし書の規定により入札事務を続行する場合は、契約担当課は、当該入札の全ての応札者に対し入札事務を続行する旨を通知し、設計違算を訂正した内容に基づき再設定した予定価格及び最低制限価格等により落札候補者等を決定するものとする。

(積算疑義の内容公表)

第9条 第7条の規定による精査の結果、設計違算が認められた場合は、契約担当課及び設計担当課は、設計違算の内容、その対応の結果等を設計違算の判明について（様式第4号）により速やかに公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

年 月 日

長浜市長 様

所在地
商号または名称
代表者職・氏名

㊟

(電子入札システム上で受領した当該案件の保留通知書の写しを提出する場合は押印不要)

担当者 氏名
連絡先

積算内訳書閲覧請求書

長浜市建設工事の積算疑義申立てに関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の建設
工事に係る積算内訳書の閲覧を請求します。

- 1 工事番号 年度 第 号
- 2 工事名称
- 3 開札日 年 月 日

備考 上記の建設工事の入札応札者に限り、この請求をすることができます。ただし、辞
退した者は、請求することができません。

年 月 日

長浜市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

⑩

担当者 氏名
連絡先

積算疑義申立書

長浜市建設工事の積算疑義申立てに関する要綱第6条第2項の規定に基づき、次の建設工事の入札に係る積算に疑義があるので、当該積算の内容の確認を求めます。

工事番号	年度 第 号
工事名称	
申立ての内容 および理由	

備考

- 1 積算疑義の具体的な項目を記載してください。
- 2 申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。
- 3 積算疑義の申立てができるのは、入札応札者に限ります。
- 4 積算疑義申立てを行うことができる期間は、開札後、予定価格を公表した日の翌日から起算して2日（長浜市の休日を定める条例に規定する市の休日に当たるときは、その日を除く。）とし、その時間は、1日目にあつては午前9時から午後4時45分まで、2日目にあつては午前9時から正午までとします。
この期間を過ぎた積算疑義申立ては、受け付けません。

年 月 日

様

長浜市長



積算疑義申立てに係る回答書

年 月 日付けで積算疑義申立てのありました次の建設工事について、長浜市建設工事の積算疑義申立てに関する要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

1 申立てに係る建設工事

工事番号	年度 第 号
工事名称	工事

2 積算疑義の内容

3 上記 2 の確認結果

4 設計違算を修正し、入札事務を続行する場合の対応
※第 8 条第 2 項ただし書きに該当する場合のみ記入

年 月 日

関係各位

長浜市総務部契約管理課長
設 計 担 当 課 長

設計違算の判明について

下記の入札案件に対して積算疑義申立書が提出され、設計図書等の内容を精査した結果、設計違算が判明しました。

積算疑義の内容や確認結果等、詳細につきましては、別紙「設計違算への対応について」をご覧ください。

記

1 工事番号 年度 第 号

2 工事名称

3 開札日 年 月 日

4 当該案件の入札事務について

別紙

設計違算への対応について

1 対象案件

入札公告日	令和 年 月 日
工事番号	年度 第 号
工事名称	

2 積算疑義の内容

3 上記2の確認結果

4 設計違算を修正し、入札事務を続行する場合の対応

※第8条第2項ただし書に該当する場合のみ記入

5 対応経過

開札日時	年 月 日 時 分
積算疑義申立ての期間	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
積算疑義申立書の提出	年 月 日
積算疑義申立てに対する回答	年 月 日